



## 情報提供

令和8年2月26日  
土岐川・庄内川流域治水協議会



みんなでももる土岐川・庄内川

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

土岐川・庄内川流域治水協議会は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

# 新たな防災気象情報の運用について（1）

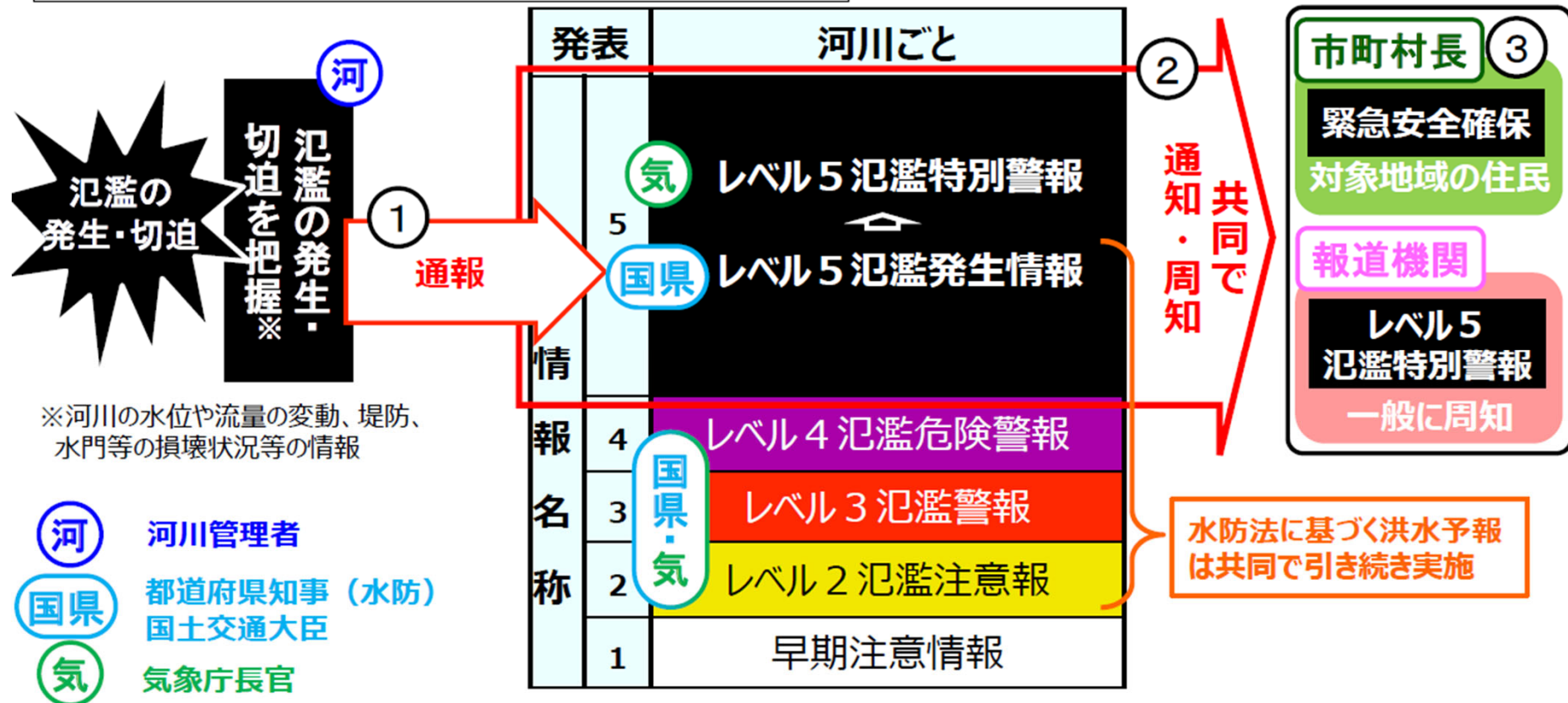


国土交通省 国土政策部 国土政策課

○R8出水期より、洪水に係る警戒レベル5相当情報として、氾濫発生情報(切迫)を発令する運用を開始します。また、洪水予報の名称も更新されます。

- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等は、氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設** 【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5 氾濫発生情報を関係機関へ通知**するほか、気象庁長官の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（河川の水位や流量の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供** 【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2第6項、第7項、第8項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事、気象庁長官からの「レベル5 氾濫特別警報（レベル5 氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [洪水予報河川]



# 新たな防災気象情報の運用について（2）

○新たな防災気象情報の運用の開始にあわせて、洪水予報の名称等が見直されます。

- 河川氾濫等に関する情報は、**洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報とし、これを一般向けの警報扱いとする。**これまでの気象台による**市町村ごとの洪水警報・注意報の発表は行わない。**
- **水位周知河川の氾濫危険情報等のレベル毎の水位の情報は、警戒レベルとの関係を含めてこれまで通りの運用とし、洪水予報河川への移行を促進する。**
- 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけ。**洪水予報河川以外の河川についても大雨に関する情報の中で一緒に扱う。**

| 河川氾濫等に関する情報 |                  |   |                 | 大雨に関する情報                 |
|-------------|------------------|---|-----------------|--------------------------|
| 分類          | 洪水予報河川           | 水位周知河川  | 左記以外の河川も含む洪水警報等 |                          |
| 河川数         | 約400河川           | 河川事務所・都道府県による水位情報は、これまでどおり発表することとし、 <b>警戒レベルとの関係は変更しない。</b> | 大雨に関する情報で扱う。    | -                        |
| 発表主体        | 河川事務所または都道府県と気象台 |   |                 | 気象台                      |
| 発表単位        | 河川ごと             |   |                 | 市町村ごと                    |
| 対象とする主な現象   | 外水氾濫             |   |                 | 内水氾濫及び<br>洪水予報河川以外の外水氾濫  |
| 発表指標        | 水位（実測・予測）        |   |                 | 表面雨量指数・流域雨量指数<br>（解析・予測） |
| 情報名称        | 5                | レベル5 氾濫特別警報   | レベル5 大雨特別警報     |                          |
|             | 4                | レベル4 氾濫危険警報   | レベル4 大雨危険警報     |                          |
|             | 3                | レベル3 氾濫警報   | レベル3 大雨警報       |                          |
|             | 2                | レベル2 氾濫注意報  | レベル2 大雨注意報      |                          |
|             | 1                | 早期注意情報  | 早期注意情報          |                          |
|             |                  | 〔 洪水予報河川への移行を促進 〕   |                 |                          |

# 新たな防災気象情報の運用について（3）



国土交通省 国土・河川・防災

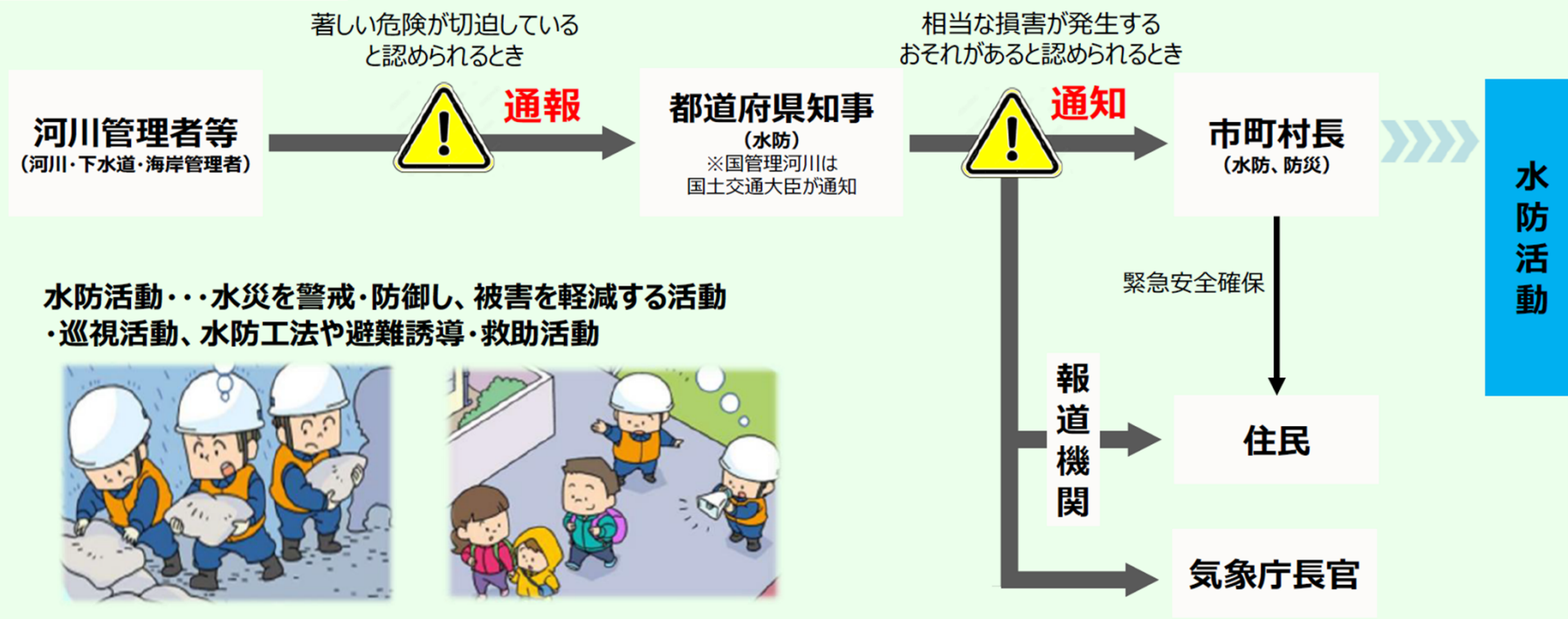
○警戒レベル5においては、緊急安全確保措置や水防活動に資するため、河川管理者等による氾濫に係る通報を行います。（運用の詳細についてはR8年度出水期までに改めて周知いたします。）

- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況（警戒レベル5となる場合）においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要となる。
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。

※なお、通報を受けた都道府県知事が気象庁長官にも通知を行うことで、特別警報の発表の判断要素として活用される。

※浸水想定区域・・・住宅等が所在する区域において、洪水や高潮による氾濫等により浸水が想定される区域（市町村がハザードマップを作成している）

## 新たな通報制度の概要



# 地方債・税制・特例措置の活用について（1）



国土交通省 国土・河川・防災

○自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策の推進に資する地方債（防災・減災対策の推進）は、充当率100%、元利償換金に対する交付税措置率が70%と、手厚い財政措置となっており、積極的な活用を推奨しています。

## 緊急防災・減災事業

避難路整備等、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備、情報網の構築、公共施設等の移設等、即効性のある単独事業

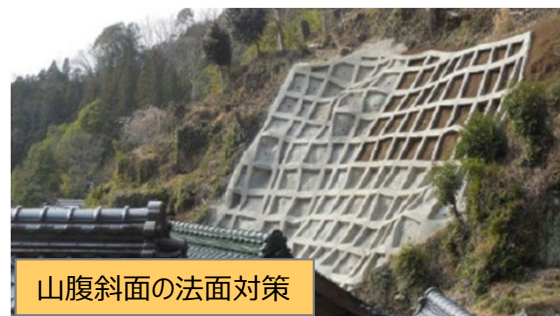
事業イメージ



## 緊急自然災害防止対策事業

治山、河川、農業水利防災（用水路・ため池の防護柵等安全対策）等、災害発生・拡大防止のため地方団体策定の計画に基づく単独事業

事業イメージ



## 緊急浚渫推進事業

地方団体が個別計画で位置付けた緊急的な浚渫事業（河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池、農業用排水路）

事業イメージ



# 地方債・税制・特例措置の活用について（2）



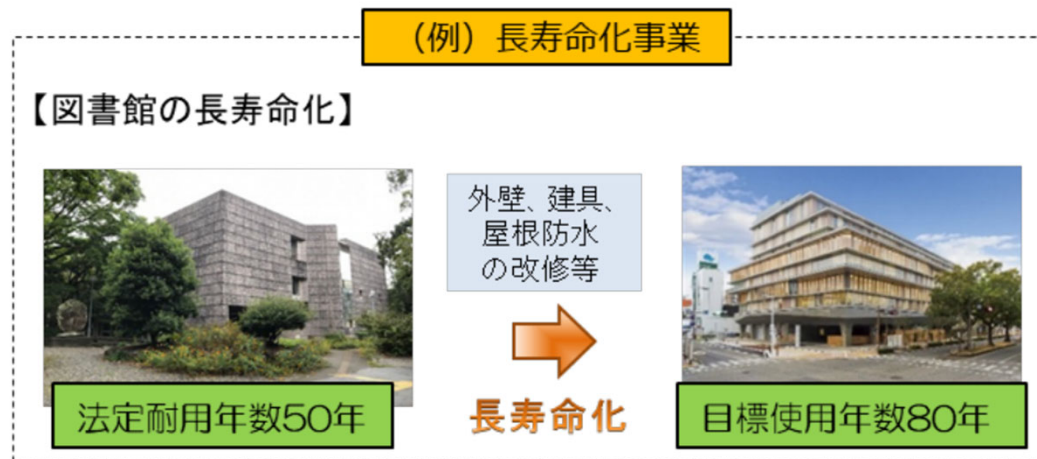
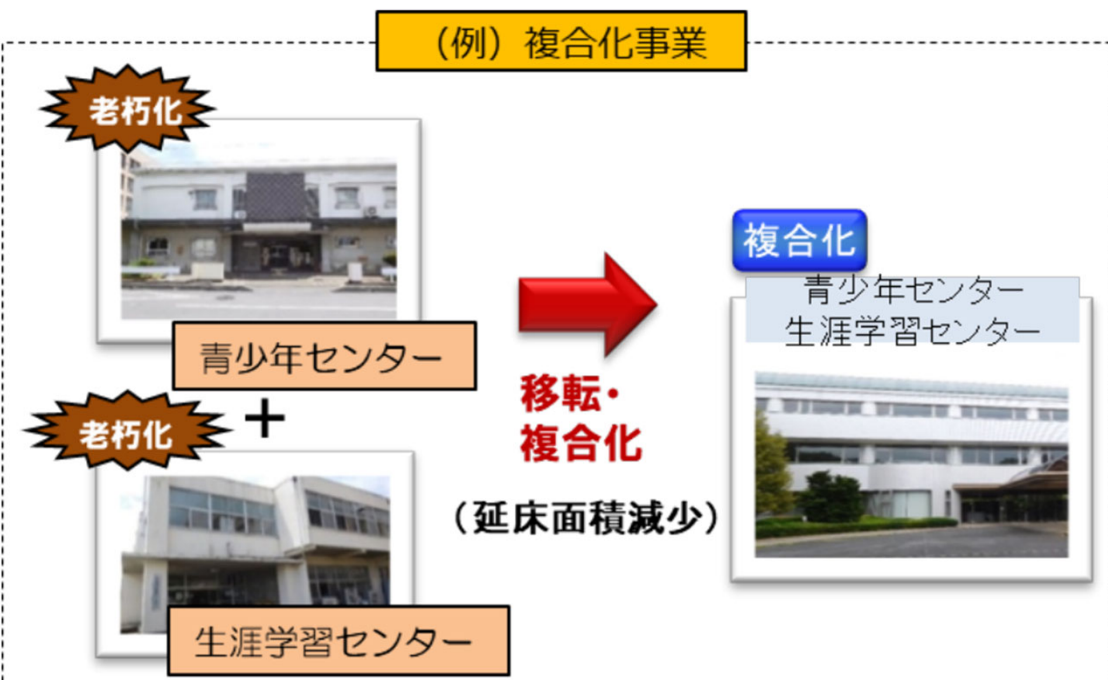
法人協会のまちづくり推進部

○自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策の推進に資する地方債（公共施設等の適正管理）は、地方公共団体において、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組めるよう、平成29年度に創設、令和8年度まで期間を延長しています。

## 公共施設等適正管理推進事業

地方団体において、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう推進する事業債（公共施設等総合管理計画等に位置付く、集約化・複合化事業、長寿命化事業、立地適正化事業 等）

### 事業イメージ



# 地方債・税制・特例措置の活用について (3)



水産庁 水産部 水産政策課

○流域治水プロジェクトの取組には各種予算・税制が創設されています。

予算・税制の例

## 氾濫を防ぐ・減らす 市街地等の浸水防止

雨水貯留浸透施設（民間施設）

## 被害軽減・早期復旧 経済影響の軽減等

浸水対策（耐水化・止水壁等）に対する  
予算・税制：下水道浸水被害軽減総合事業 等



下水道浸水被害軽減総合計画の策定のイメージ  
出典：下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）  
（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）

## 氾濫を防ぐ・減らす 農地等の浸水の防止

ため池の活用 に対する予算・税制：  
農村地域防災減災事業



農村地域防災減災事業のイメージ  
出典：農村地域防災減災事業の概要（農林水産省）

# 地方債・税制・特例措置の活用について（４）



国土交通省 国土・河川

○流域治水プロジェクトの取組には各種特例措置が創設されています。

## 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る課税標準の特例措置

特定都市河川流域や浸水被害対策区域における、流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の計画認定制度に基づき、民間事業者等により設置された雨水貯留浸透施設

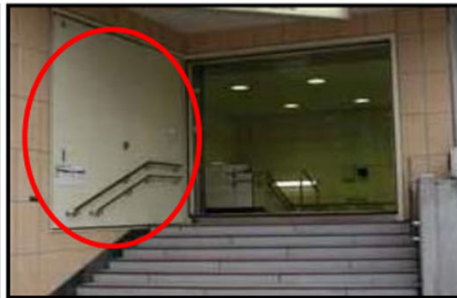
## 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置

洪水・雨水出水・高潮浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法の避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機等）

止水板



防水扉



排水ポンプ



換気口浸水防止機



## 浸水被害軽減地区の指定に係る課税標準の特例措置

洪水浸水想定区域内の浸水の拡大を抑制する効果があると認められる輪中堤防や自然堤防等の盛土構造物

## 貯留機能保全区域の指定に係る課税標準の特例措置

貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税及び都市計画税